

平成29年度
岐阜市包括外部監査報告書

概要版

平成30年2月
岐阜市包括外部監査人
諏訪 直樹

《 目 次 》

目次

第 1 監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査の対象とした事件名	1
3. 事件の選定理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 監査従事者	2
6. 監査を実施した期間	2
7. 外部監査人の独立性（利害関係）	2
8. 監査の対象機関	2
9. 監査の着眼点	2
10. 監査の方法	3
11. 監査意見	3
第 2 本報告書の構成の概要.....	4
第 3 各セクションの概要.....	5
1. 本編 第 3 保育所の運営状況について	5
2. 本編 第 4 私立保育園等に対する補助金交付状況について.....	5
3. 本編 第 5 保育所（園）施設整備の現状と対応について.....	6

4. 本編 第6	保育所（園）の施設及び児童の安全管理は適切にされているか..	7
5. 本編 第7	保育所（園）の契約事務は適切になされているか.....	8
6. 本編 第8	保育所（園）の入所選考手続.....	9
7. 本編 第9	保育料の決定手続	9
8. 本編 第10	保育所（園）の職員状況は適切か.....	10
9. 本編 第11	保育所（園）の職員研修は適切に実施されているか.....	11
10. 本編 第12	保育事業の多機能化への取組み状況について.....	11
11. 本編 第13	保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か.....	13
12. 第14	行財政改革における市立保育所に対する取組み状況について.....	14
第4	最後に（総括）.....	17

事件（テーマ）：「岐阜市の保育事業について」

第 1 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象とした事件名

岐阜市の保育事業について

3. 事件の選定理由

我が国では少子化の進展により、2005 年を境に死亡数が出生数を上回る人口減少時代を迎えており、将来的には、生産年齢人口の減少に加え、急速な高齢化により現役世代の負担はますます重いものとなる。

しかしながら、国民が結婚や出産を望んでいないわけではなく、希望どおりに結婚・出産ができるようになれば、他の先進国並みの 1.75 程度の出生率を確保できると考えられる。

また、少子化対策を進めると同時に、人口減少のなかで経済成長を実現するためには、女性、高齢者等の潜在労働力を活かすことが不可欠である。女性の就業率が上がれば、少子化が進むという意見もあるが、先進国の多くは、女性就業率の高い国が出生率も高い傾向にある。産みやすく、働きやすい社会をつくることにより、女性の活躍と少子化対策の両立は可能であることから、政府の政策は希望のある日本の将来像を描く上で非常に重要となってくる。

このような状況を踏まえ、安倍政権では、待機児童対策として「子育て安心プラン」を、女性の活躍をサポートするべく「すべての女性が輝く社会づくり本部」を立ち上げ、「仕事と家庭の両立支援」と「女性の活躍推進」とを両輪として政策を進めている。直近では、男女を問わず育児休業取得をさらに促進するため、育児休業給付の給付割合を引き上げる法改正を行った。また、時限立法である次世代育成支援対策推進法について、10 年間の延長と制度の充実を図る法改正を行った。

このような状況において、保育事業について、本年度の監査の対象の事件として選定し、今後の事務の改善に資するような現場に関する指摘

または意見を提言することは、必要かつ有用な包括外部監査になるものと判断した。

以上の理由より、監査の対象とする事件は保育事業とすることとした。

4. 監査の対象期間

平成 28 年度に執行したものとし、ただし、必要があると認めたものについては、過年度及び平成 29 年度分も対象とした。

5. 監査従事者

包括外部監査人

諏訪 直樹（公認会計士）

包括外部監査人補助者

安田 益生（公認会計士）

山田 晋也（公認会計士）

乾 美恵子（弁護士）

6. 監査を実施した期間

平成 29 年 6 月 12 日から平成 30 年 2 月 9 日まで

7. 外部監査人の独立性（利害関係）

岐阜市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との関係には、地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の対象機関

保育事業に係る事務を所管する部署、当該事務に関連する部署等

9. 監査の着眼点

保育事業に関わる事務について、関係法令、条例及び諸規定に準拠して行われているか、また、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げなければならないとする観点（地方自治法第 2 条第 14 項）から、運営がいわゆる 3E（経済性、効率性、効果的）にかなうものかどうかを

を確認するために、主に以下の項目を対象に監査を実施した。

- ・ 保育施設及び施設内の資産の管理状況について
- ・ 所管課において、保育所（園）の収支状況が把握されているか
- ・ 保育料の決定手続について
- ・ 保育料の出納事務並びに滞納管理について
- ・ 保育所（園）の入所選考手続が適切に行われているか
- ・ 保育事業の多機能化への取り組み状況について
- ・ 行政改革における市立保育所の取組状況について

1 0. 監査の方法

- (1) 監査実施対象について、関係法令、条例及び諸規定等の確認
- (2) 所管部署の担当者に対するヒアリング
- (3) 行政計画、予算の執行状況の調査、確認
- (4) 関係帳簿及び証拠書類との突合、内部管理資料、契約書等の文書の閲覧

1 1. 監査意見

指摘	意見	合計
6 件	2 2 件	2 8 件

本報告書において指摘または意見という場合、以下のように区分している。

指摘：法令、条例、規定等の形式的な違反、裁量権の逸脱などの実質的違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準じるもの。

意見：是正を必ずしも要するものではないが、事業の執行について参考すべき事項として監査人が市に対して提言するもの。

第 2 本報告書の構成の概要

本報告書は 14 のセクションで構成されている。

最初のセクションでは監査の概要、実施した監査の種類、事件の選定理由、監査の対象期間、監査の着眼点及び監査の方法について言及した。

第 2 セクションでは岐阜市の保育事業の全体像を示し、次章から続く個別の監査テーマへと導く監査の導入部分である。

第 3、第 4、第 13 セクションにおいては保育所（園）が持続的に運営していくために必要な財政的基盤が整っているかという観点から、保育所（園）の運営状況や、補助金の使用状況、保育料の滞納状況とその回収状況について記載した。

第 5、第 6、第 10、第 11 セクションにおいては保育所（園）の施設の安全性をどのように確保しているか、また、保育所（園）の職員の配置状況や職員研修について監査を実施し、各保育所（園）の保育の質について記載した。

第 7 セクションでは保育所（園）での契約事務が適切になされているかどうかについて監査を実施した。

第 8、第 9 セクションでは保育所（園）への入所選考手続や保育料の決定手続を取り上げ、これらが公平・公正に決定されているかどうかについて確認した。

各セクションにおいては「概要」→「監査の着眼点」→「監査の結果」の流れで構成され、「監査の結果」の記載にあたってはその判断基準となる規範を記載した。

監査の結果は「問題なし」、「指摘」、「意見」の 3 区分とした。ここで「指摘」は是正すべきもの、またはそれに準じるものをいい、「意見」は是正を必ずしもしなくてはならないものではないが、事業の執行について参考にすべき事項として監査人が市に対して提言するものとして定義している。

第3 各セクションの概要

1. 本編 第3 保育所の運営状況について

岐阜市が設置運営する市立保育所の数は、平成28年度は20ヶ所となっている。また市立保育所の運営管理は、子ども未来部子ども保育課が所掌している。

市立保育所の運営状況について、所管課において、市立保育所の収支状況が把握されているかについて監査を実施した。

子ども保育課は、市立保育所全体としての収支管理は行っているが、保育所別の収支管理は行っていない。

市立保育所の経費の削減及び業務の効率的運営を行うためには、市立保育所全体として収支管理を行うことは必要であるが、市立保育所の施設別の収支管理も必要である。

民間保育園が各保育園の努力により効率的な経営がなされていることを踏まえると、各市立保育所が効率的な運営を行う努力をすることにより、市立保育所全体としての効率的運営の検証ができるものと思われる。また、市立保育所の民営化の効果を検討する場合も市立保育所別の収支管理は必要と考える。

2. 本編 第4 私立保育園等に対する補助金交付状況について

岐阜市は、私立保育園に対して、補助金を交付している。補助金の交付に関しては、「岐阜市補助金等交付規則」に定めるもののほか、それぞれの交付金ごとに要綱の定めに従い交付されている。

各補助金の要綱をレビューした結果、「一時預かり事業（一般型）」「延長日数」補助金につき、次の不備が見られた。

一時預かりとは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、一時預かりを実施した保育園については、要綱に従い、岐阜市より補助金が支給される。

補助金の内容は、主に、一時預かりを実施した際に、支給される「基本補助」と、「基本補助」に加えて、一時預かり時間を延長したことにより支給される「延長日数補助」に大別される。

「基本補助」については、一時預かりを実施した全ての保育所（園）に支給されるが、「延長日数補助」については、「一時預かり専用保育室」を設置した保育所（園）のみに支給される。

「延長日数補助」を支給する趣旨は、一時預かりにおいて、預かり時間を延長したことに対して支給する目的であると思われるが、その支給要件には、時間延長とは直接関係が無い「一時預かり専用保育室」の設置が求められている。

「延長日数補助」の趣旨は、一時預かりの時間延長に対して補助を支給することにあるので、一時預かり専用保育室の設置を要件とせず、時間延長を行った全ての保育所（園）に支給すべきと考える。

3. 本編 第5 保育所（園）施設整備の現状と対応について

岐阜市の保育所（園）の施設整備の現状と対応について以下の検討を行った。

①整備する施設の必要性が十分に検討されているか、特定の保育所のみが優遇されることなく、すべての保育所に平等に施設整備の機会が与えられ、安心・安全のレベルや保育の質に差異が生じないような配慮がなされているかどうか。

②保育所（園）に設置された遊具で遊ぶことは子どもの成長に必要であるが、場当たりの遊具の点検、営繕を行っていないか。

③保育所（園）で使用されている備品の管理は適切に行われているか。

監査の結果は、①②について問題はなかったが、③については私立保育園等においては備品に関する経理規定に準拠しておらず、備品の棚卸も部分的にしか実施されていなかったことから、是正する必要がある。

4. 本編 第6 保育所（園）の施設及び児童の安全管理は適切にされているか

子ども保育課は、保育所（園）に対して、子ども保育課所属の保育指導員が市立保育所には年2回、私立保育園には年1回訪問して、保育内容の確認と職員との面談を行い、保育所（園）の問題点を確認し、指導するようにしている。

また、子ども保育課の指導のほか、岐阜市福祉部指導監査課が保育所（園）を毎年監査している。

そこで利用者の安全管理状況について確認を行うため、保育所（園）の視察を行った。

平成28年度の実地指導の結果、私立保育園に対する文書指摘は29件であった。そのうち、安全・事故防止に関する指摘は7件であった。文書指摘以外に口頭での指摘も行っているが、文書指摘部分については、当該保育園から指摘事項に対する是正改善状況について報告書を提出させている。

私立保育園は、安全・事故防止に関する指摘事項は少なく、指摘に対する是正改善の報告書の提出もされており問題はないと考えるが、入所者の安全・快適な生活空間の確保の項目について、指摘を受けないう対策をとることが望まれる。

認定こども園及び小規模保育施設については、毎年の実地指導を引き続き行うことで、保育の質の向上を図り、今後指摘を受けることはなくなると考えられる。

5. 本編 第7 保育所（園）の契約事務は適切になされているか

市立保育所は、民間業者との間で請負工事契約、業務委託契約、物品購入契約等の各種契約を締結して保育事業を実施している。

契約の種類としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法で締結されるものとされている。

そのうち、市立保育所の契約締結方法としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つの方法で行われている。また、緊急に施工等を行わなければならないものであって、競争に付す時間的余裕がない場合に、緊急随意契約を締結することができる。

給食用食料品の購入契約については、「岐阜市物品調達事務要綱」に定められている通り、契約課を通さない各課対応の契約であるため、保育所の給食用物資（賄材料）は、子ども保育課で契約事務を行っている。

指名競争入札によって締結された平成28年度の契約の中から一部を抜粋して見積書、契約書及び完了届を確認したが、特に問題点はなかった。また、書類の保管方法についても適切であった。

随意契約については2者から見積もりをとり、低い見積もり金額の業者を選定しており、岐阜市契約規則通りの手続がとられていた。だが、工事の質の確保のため、随意契約には、最低制限価格を決める必要はないが、最低制限価格を随意契約において導入している他市町村もあることから、岐阜市においても検討することが望まれる。

平成28年度に行われた随意契約のサンプリングにより抽出した契約書を確認したが、特に問題点は見つからなかった。

また、給食の業者選定にあたり、保育所給食については、生鮮食品と保存可能食品、米・パンなどの主食といった詳細な業者選定基準を設けており、特に問題はなかった。

6. 本編 第8 保育所（園）の入所選考手続

保育所（園）への入所選考にあたっては条例等に準拠して公平・公正に行われなければならない。

そこで、本セクションでは①入所選考手続が公平・公正に行われているか②準拠すべき条例等が保育を必要とするものに優先的に配分される基準となっているかという観点より監査を行った。

その結果、②について問題はなかった。

一方で①については入所希望者の兄弟姉妹が過去に通園していた場合で保育料を滞納している場合には、入所選考にあたり、不利となる取扱いとなるような規定は優先順位や選考優先基準にはないものの、このような場合には入所が内定した後に、市の担当者から保育料の滞納がある旨を伝え、入所希望者が完納もしくは「滞納利用者負担額（保育料）分納誓約書」を差し入れるまで、入園決定通知書の作成を一旦、保留しているが、このような取扱いが行われる旨の記載が『岐阜市児童保育条例』及び『岐阜市児童保育条例施行規則』、インターネット上での公表や、『入所あんない』等において記載が無く、周知されていない。

以上より、保育料の滞納がある場合の入所に際しては、納付相談や滞納処分を経た上で入所を決定する旨をインターネット上や『入所あんない』等において周知する必要がある。

7. 本編 第9 保育料の決定手続

本セクションでは保育料の決定及び保育料の減免手続が基準に従って適切に行われているかどうかについて検討を行った。

その結果、保育料の決定及び保育料の減免手続は基準に従って、適切に行われていると判断した。

一方で、「岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免等取扱要領」に規定された事由に該当する場合の減免手続については、ホームページや「入所あんない」に載せていないため、減免手続の周知を図ることが望まれる。

8. 本編 第10 保育所（園）の職員状況は適切か

市立保育所の職員は、岐阜市により採用されている、正規職員（任期付職員を含む）、臨時職員、嘱託職員、臨時雇用職員（パート職員）の4種類に分類される。

各保育所（園）は、職員の出退勤管理について、出勤簿若しくはシフト表による管理を行っている。

視察対象とした保育所（園）はすべてタイムカードを備えておらず、子ども保育課職員からの聞き取りによればその他の保育所（園）も同様にタイムカードでの就業管理は行われていない。

市立保育所では時間外手当の算定には、「時間外勤務等命令書」に超過予定時間を記載して上司の命令を受ける形で時間外勤務をする。「時間外勤務等命令書」及び「時間外勤務等実施報告書」への記載は、所長が勤務等命令書、副所長が実施報告書を作成している。

そこで、保育所（園）職員の勤務状況及び労働環境を調査するため、平成29年10月19日、岐阜市内の市立保育所、私立保育園、小規模事業所、認定こども園の4種類の保育所等の視察を行った。

正規職員、臨時職員、嘱託職員の配置状況は、正規だけで補えない部分を臨時職員、嘱託職員でまかなっている実情がみられることから正規職員の雇用に力を入れるべきであるが、現状を維持して、各保育所（園）が保育の質を保てるよう継続的に努力することが望まれる。

職員の出退勤管理について、岐阜市内の保育所（園）は、シフト表で管理をしており、各保育士が出勤しているかの確認は取れるようになっている。しかし、職員の正確な出勤時間や退勤時間は把握できておらず出退勤管理としては労働環境上適切ではない可能性が高いと思われる。保育所（園）職員の勤務時間管理については、タイムカード等を設置するなどして、出退勤管理を行うことが望ましいと考えられる。

視察対象保育所（園）における利用定員の超過の問題は、全国的に保育所（園）が抱える問題であることが推察される。岐阜市は私立幼稚園に対し認定こども園への移行、及び小規模保育事業所の開設などの方策をとっている。

そのため、現状通り、当該方策を進めていくことが適切であると考

える。

9. 本編 第 1 1 保育所（園）の職員研修は適切に実施されているか
岐阜市の保育所の職員研修は、経験年数などに応じて、「リーダー」「中堅」「初任」「新任」の区分に分けられて、区分に応じた研修内容が設定されて実施されている。

研修申し込みについては、市立保育所については名簿が作成されて参加者を把握することができている。私立保育園については、市が行う研修の参加者は把握しているが、市が行う研修と民間の保育連盟等の研修にどのように参加をしているかを、市が把握することは困難である。今後、市としては処遇改善加算の対象にもなるため、私立保育園に対して研修受講の啓発を行い、可能な限り研修受講者名の把握を行っていくことが可能であると考えられる。

研修テーマについては、現場の意見を反映して決定し、保育の現場で問題となっている事項をカバーできており、研修テーマの決定について特に問題はないと考える。

研修の区分については、それぞれの理解段階に応じた研修制度が設けられていること、希望をすれば他の研修を受けることができることからして問題はない。

岐阜市としては、市立保育所と私立保育園のリスクマネジメント意識の格差を埋める対策を講じており、現状問題はないと考えるが、今後、改善が見られない場合は、研修義務制度の明文化を含めて検討することが望まれる。

岐阜市が行う研修自体、回数も多く、充実しているが、その他に、他団体と共催する研修（年 1 回毎年 2 月）がある。また、岐阜県が開催する研修会もある。私立保育園については、民間の保育園連盟等が開催する研修会もあり、岐阜市が開催する研修会に出席していなくても、民間の保育園連盟等の研修会に参加して能力を補っていることも考えられる。そのため、岐阜市以外の研修制度も整備されており、問題はないと考える。

10. 本編 第 1 2 保育事業の多機能化への取組み状況について

岐阜市では、平成 27 年度現在、46ヶ所の保育所（園）、2ヶ所の認定こども園、4ヶ所の小規模保育事業があり、保育を必要とする子どもへの保育サービスを提供している。

保育に対する保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等さまざまな保育サービスを実施している。特に延長保育は、22ヶ所で19時まで、7ヶ所で20時まで実施している。

就労形態の多様化に伴い保育の需要は多様化しており、そうした需要に対応するため、岐阜市では、通常の保育のほかに特別保育事業を市立保育所、私立保育園及び認定こども園で実施している。特別保育の内容は①一時預かり②サポート一時預かり③休日保育④休日一時預かり⑤延長保育⑥病児・病後児保育⑦地域子育て支援センター事業⑧元気子育てサロン事業となっている。

岐阜市は平成 26 年 3 月に「岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を行っており、アンケート結果によると「一時預かり」に対する保護者のニーズは高いと考えられる。

一時預かりとは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。

一方で、一時預かりのニーズは高いものの、アンケートの意見にもあるように、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」等の意見もあり、保護者への周知方法等の改善が望まれる。

岐阜市の休日保育の実施状況は、市立1ヶ所（京町保育所）で実施されているのみであり、年間の利用者数は毎年増加しており、平成 28 年利用者数は662人と、平成 25 年から比べると2.8倍になっている。

このように利用者数が毎年大きく増加している状況を鑑みると、保護者の休日保育に対する潜在的ニーズは一定量存在し、現在は1ヶ所の施設でまかなえているが、このままの推移で行くと、今後保護者のニーズに応えられない状況になることも予想されるため、休日保育を拡大する方向で検討することが必要である。

一方で、休日保育を実施する場合には、月曜日から日曜日まで休園日がなくなり、通年で実施するには各保育所（園）の負担が大きくなることが予想されることから、例えば各保育所（園）の持ち回りで、数ヶ所は休日保育を実施するなどの仕組みを作ることも有効であると考えられる。

岐阜市は、子育て支援センター事業として、育児の不安・負担を軽減するため、子育てに関する知識や経験を持つ保育所（園）が子育てネットワークの拠点となり、子ども・親同士が交流できる場の提供、育児相談、園庭開放、親子教室、子育てセミナー等を実施している。

岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査によると、子育て支援センター事業へのニーズはそれなりにあると考えられるが、一方で、アンケートにもあるように、「利用していない」が92.0%と大多数であるため、保護者への周知方法等を改善することが望まれる。

1 1. 本編 第 1 3 保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か

岐阜市は、決定した当月分の保育料を当月末日までに負担させる扱いとしている。保育料の納入方法は、口座引き落としによる手続若しくは納付書による手続により行われている。

口座引き落としができなかった場合は、当該口座引き落とし不能月の納付書を作成して利用施設宛に送付し、施設から利用者に手渡しをしている。そして、子ども保育課が利用者負担額の滞納管理簿を作成して、データで管理をしている。岐阜市としては、滞納者に対し、口頭、書面督促による方法及び夜間徴収の方法を取っている。しかし、督促状の発布、差押手続等はしていない。岐阜市子ども保育課は、滞納者に対して「滞納利用者負担額（保育料）分納誓約書」を記載してもらっている。

子ども保育課では「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱案」を作成し、延滞金管理等システム構築後の決裁を待っている状況である。また、各個人名（利用者負担額負担者名義）で納期別にて未納金額を把握しており、納期限から5年を経過したときに、不納欠損として処理をしている。

保育料の収納事務については、現状88.01%の割合で口座引き落とし

手続になっていることから、収納率の向上に役立っていると考えられる。今後、口座引き落としの割合を100%近くとすることが課題である。

滞納者に対する対応としては、督促状の作成や延滞金管理等に対応したシステムを構築し「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱案」の決裁を受けた上で執行をすることができるようにすることが目標である。

ただ、要綱案の決裁を受けていない間においても、地方自治法に基づく督促手続は可能であるため、督促手続を経た差押え手続をする努力をすべきと考える。また、児童手当からの徴収手続を検討すべきと考える。

そして、一部の特定期日の保育料の払い込みをした利用者については、分納誓約書等を記載してもらうように促して、債務全体について債務承認をしてもらうように働きかけていくことが望ましい。

滞納保育料の徴収のため、滞納者から債務承認を受けて時効消滅を防いだ上で、現況届記載の勤務先に対する給与差押え手続などを行い、確実に回収するよう対策をとるべきと考える。

1 2. 第 1 4 行財政改革における市立保育所に対する取組み状況について

岐阜市は、行財政改革を最重要課題の一つとして位置づけ、昭和 40 年に「事務合理化委員会」を発足させて以来行財政改革に取り組み、昭和 61 年 1 月に最初の「岐阜市行政改革大綱」を策定した。これまでに、改訂版も含め数次にわたって行財政改革大綱を策定し、事務事業全般にわたる見直しや民間活用、定員管理・給与の適正化など不断の行財政改革に取り組んできた。

その行財政改革の一環として、市立保育所の民営化が進められ、平成 14～16 年度（第一次）と平成 20～23 年度（第二次）に実施された。

市立保育所の民営化の実績は、以下の通りである。

施設名	民営化の状況	定員	運営団体	所在地	備考
常磐保育園	平成14年4月1日	150	(社)中部学院福祉会	上土居	
七郷保育園	平成15年4月1日	155	(社)桂福祉会	西改田字米野	
鏡島保育園	平成15年4月1日	150	(社)同朋会	鏡島西	
大洞保育園	平成16年4月1日	140	(社)宝和会	大洞桜台	
梅林保育園	平成20年4月1日	90	(社)健育会	中道北	
華陽保育園	平成20年4月1日	120	(社)同朋会	五坪	
駒爪保育園	平成21年4月1日	90	(社)瑞鳳会	東駒爪町	
本荘保育園	平成21年4月1日	120	(社)真誠会	錦町	
日野保育園	平成23年4月1日	90	(社)舟伏	日野西	
三里保育園	平成23年4月1日	145	(社)ともいき福祉会	六条東	
岩保育園	平成23年4月1日	100	(社)順和会	岩田東	
長良保育園	平成16年4月1日	146	(社)堂角会	福田町	その後認定こども園に移行
沖ノ橋保育園	平成20年4月1日	115	(社)和光会	沖ノ橋	〃
加納西保育園	平成22年4月1日	105	(社)和光会	加納神明町	〃
日置江保育園	平成22年4月1日	70	(社)蓮華会	日置江	〃

岐阜市は、民営化による効果について、保護者や職員へのアンケートの実施、また指導監査課による監査、財政的な効果の検証等を行っており、その結果、民営化による効果が認められた。

第二次（平成20～23年度）民営化後は新たな民営化は実施されていない。その後、第三次の民営化も検討されたようであるが、現在は一旦民営化の動きは止まっているようである。その背景には、現在は、保育に関する新制度が始まり、

- ・既存の私立幼稚園から認定こども園への移行
- ・私立幼稚園が小規模保育事業所の開設
- ・幼稚園での2歳児の預かり保育（幼稚園接続保育）
- ・事業所内保育や企業主導型保育事業の新規開設

など、保育を取り巻く環境が大きく変わっている状況であり、また現政権が打ち出した幼児教育・保育の無償化も大きく影響を及ぼすと考えられる現状の中で、民営化や統廃合を進めるのではなく、新制度開始後、保育を取り巻く環境の変化を見極めた上で今後の方針を検討するようである。

岐阜市は、民営化の動きを止めたわけではなく、新制度移行過程に

において、様々な状況を勘案し、また見極めた上で、今後の方針を検討する意向である。

第 4 最後（総括）

平成 29 年度の包括外部監査においては岐阜市の保育事業について取り上げた。

包括外部監査の結果を一通り見ても、岐阜市の保育事業の執行については大きな問題はないものの、まだまだ改善の余地が多くある。

例えば、岐阜市においては待機児童がゼロであり、他の市町村とは異なり、待機児童を減らすことに注力する必要はなく、今後も引き続き待機児童が発生しないような方策を取り続けることが必要である。

そのためには保育所（園）で働く保育士の賃金等を含む労働環境の改善をすることにより人材を確保し、その上で、キャリアに応じた研修制度を設け、個々の保育士のレベルをアップさせていくことがひいては岐阜市の保育所（園）の保育の質につながっていくのである。

保育の質の確保には保育所（園）の施設の安全や財政的な支援が必要なことは言うまでもないが、やはり最後は人が保育を支えているのである。

今年度の包括外部監査の結果を受け、岐阜市の保育事業がより一層充実したものとなれば幸いである。